

# 会費及び特別会員の特典に関する規則

(昭和46年5月19日制定  
同46年4月1日適用  
同49年5月23日変更  
同49年4月1日適用  
同52年5月26日変更  
同52年4月1日適用  
同58年5月11日変更  
同58年4月1日適用  
平成14年5月22日変更  
同14年6月25日適用  
同24年5月22日適用)

日本道路協会定款第7条に規定する総会において別に定める額（以下「会費」という。）及び特別会員の特典に関しては、この規則の定めるところによる。

## 第1章 会 費

（会 費）

第1条 会費は、会員の区分に応じて、次のとおりとする。

正会員 年額 金 6,000 円

特別会員

1級 同 金 400,000 円

2級 同 金 300,000 円

3級 同 金 200,000 円

4級 同 金 150,000 円

5級 同 金 90,000 円

6級 同 金 60,000 円

7級 同 金 30,000 円

（納 付）

第2条 会費は、毎年当該年度分を、年度終了までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、分納することができる。

2 年度途中で入会する正会員は、当該年度の会費についてはその翌月分から月割りで算定した額とすることができる。

（会費の免除）

第3条 名誉会員は、会費を免除する。

## 第2章 特別会員の特典

(特別会員の特典)

第4条 特別会員は、機関誌「道路」の配布及び本協会の主催する講演会、講習会、研修会、その他の行事への参加については次の区分に応じて、その特典を有する。

1級	正会員	10名分
2級	同	7名分
3級	同	5名分
4級	同	4名分
5級	同	3名分
6級	同	2名分
7級	同	1名分

## 第3章 補 則

(規則の変更)

第5条 この規則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を経なければ変更することができない。

## 附 則

この規則は、平成24年5月22日から適用する。